

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和3年6月16日（第3日目）

議 長（高橋拓生君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年平泉町議会定例会6月会議8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、教育長から体調不良のため本会議を欠席する旨の申出がありましたので、議長においてこれを許可しましたので、ご了承願います。

町民福祉課長から、6月10日の阿部圭二議員の一般質問に対する答弁について発言の申出がありますので、発言を許します。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

6月10日の阿部圭二議員からの質問の中で、児童数に左右されるような不安定な補助金システムでは、安定的な運営や職員の雇用が守れないのではないかという質問に対し、答弁の中で補助金という表現をいたしました。全て委託料の誤りでした。訂正し、おわびいたします。申し訳ございませんでした。

議 長（高橋拓生君）

これから、本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

この日程で進めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、請願第2号、新型コロナ禍による米価下落に対し政府による緊急対策を求める請願を議題といたします。

この請願について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

11番、産業建設常任委員長、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

平泉町議会議長、高橋拓生様。

産業建設常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号、2号、付託年月日、令和3年6月9日、件名、新型コロナ禍による米価下落に対し政府による緊急対策を求める請願。

審査の結果、採択とすべきものとなりました。

以上、報告申し上げます。

議長（高橋拓生君）

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

1番、大友仁子です。

私は反対の立場として討論いたします。

まずはじめに、1番目の新型コロナウイルス感染拡大の影響による過剰在庫を政府が緊急買入れし、米の需給環境を改善すること。政府が買入れた米を新型コロナウイルス感染拡大などによる生活困難者への食料支援や海外援助などで活用することに対しまして、政府の備蓄米制度は、不作等による主食用米の生産量の減少によって供給が不足する事態に備えて、必要な数量の国産米を在庫として保有することが目的であり、需給操作や区画の下支えにつながる運用は、制度の趣旨にそぐわないものと考えからであります。

コロナ禍の令和3年度米の需給の安定には、全国で過去最大規模の6.7万ヘクタールの作付転換が必要となります。その実現のために、令和2年度第3次補正予算において、新市場開拓に向けた水田イノベーション事業や、麦大豆収益性・生産性向上プロジェクトが措置されました。

令和3年度当初予算の水田活用の直接支払交付金においても、都道府県が農業者を独自に支援する場合に、追加的に支援する措置を創設されてきました。

また、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等において、子供食堂等での食材提供等への支援を通し、消費拡大につなげております。あわせて、農業者の経営安定のためのセーフティネットとして、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）や収入保険等を措置しております。したがって、これらの施策を着実に実施していくことが重要と考えます。

2番目の外国産米、ミニマムアクセス米の輸入について、当面、国産米の需給状況に応じて数量調整を行うことに関しまして、ミニマムアクセス米は、平成5年に合意したガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉の中で、全体のパッケージの一つとして、従来輸入がほとんどなかった品目について、最低限度の市場参入期間を与える観点より、全ての加盟国の合意の下に設定されたものであります。したがって、ミニマムアクセス米の削減や廃止等については困難であると考えます。よって反対といたします。

以上です。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

三枚山光裕です。

新型コロナ禍による米価下落に対し、政府による緊急対策を求める請願について、採択すべきとの立場で討論をいたします。

かつて米1俵60キロ、2万2,000円台だった米の生産者米価、去年のいわて平泉農協の概算金は1万1,850円と半値水準でした。岩手産のひとめぼれの相対取引価格は、昨年9月1万5,100円だったものが、11月には1万4,514円に下がり、今年4月も1万4,000円台であります。

一方で、米の生産費が1万5,000円を超えて赤字です。既に米作って飯食えねえ、そういう時代となっています。米の価格が下がれば、大多数の米農家が赤字生産、中小農家の多くが離農し、事態を放置すれば、大規模稲作経営も立ち行かず、米作りが総崩れになりかねません。

産業建設常任委員会の議論の中で、そして先ほど大友議員からも反対の討論がありました。その中でも、常任委員会の中での討論の反対の意見というのは、米の消費が減っていることで、備蓄米は米不足のときのためのものであって、需給操作、価格の下支えなどのためではない。ミニマムアクセス米については、ウルグアイ・ラウンドで全体のパッケージとして、全加盟国が合意し、そこに米が入った。いずれにせよ、現行制度に反対するから反対なのだということでありました。

そもそも請願は現行制度、あるいは現状に課題があるからこそ制度の改善を求めるものです。そして、今回の請願は緊急対策と言っているように、コロナ禍でパンデミックという世界的流行の中で、自分の国、日本の米農家、米生産を守るために必要だという趣旨です。

過重在庫については緊急買入れを、ミニマムアクセス米については数量調整を求めているものであって、制度そのものに反対との立場ではありません。

産業建設常任委員会では、1993年、平成5年の冷害の事例について触れた委員もいました。冷害で米が200万トン不足し、タイからの輸入でしのいだのであります。そして、作況指数30の岩手県は、翌年の種もみさえもない状況にありました。沖縄の石垣市から支援を受けたのでした。1960年代以降から、日本でも必要な米を生産確保できるようになりました。それ以来、日本で主食の米が足りなかったのは、このときだけであります。

日本では沖縄から北海道まで、多種多様な品目が全国で栽培、生産できることは、冷害などの

不作のときがあっても食糧確保できるという米栽培の強み、重要な意味があります。加えて言うなら、米は特別な作物、食糧だということです。

米は、10アール当たり500キロ以上の収穫量があり、面積当たりのカロリーでも他の作物と比べ、優れた食糧です。作物栽培につきものの連作障害というものがありますけれども、人類の稲作、米作りの歴史は1万年と言われます。1万年の間、稲は連作が可能でした。他の作物よりも生産性が高く、収穫が安定しているのも米、稲作の優位性です。

国連食糧農業機関は、コロナ禍で飢餓人口が1億3,200万人増加すると試算しています。日本の食料自給率が40%を切る中で、唯一自国で賄えるのが米です。野上農水相は、国内で必要となる食料は、可能な限り国内で生産するのが重要だと国会で答弁しています。

以上のことから、本請願は採択すべきものであります。議員各位の賛同をお願いして討論いたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

今回、新型コロナ禍による米価下落に対し、政府による緊急対策を求める請願に対し、反対の立場から端的に討論させていただきます。

現在、コロナ禍において国内の農業、食料関連産業分野は、危機的状況を迎えております。特に、外食産業が時短営業の要請を受け、それに付随する形で外食産業における食料消費量を低下し、今後の農畜産物の価格低下につながるおそれを有しています。それを踏まえまして、農水省は経営継続等を含めた補助制度を導入し、一定の成果を上げていると認識しております。これは、政府の迅速な対応を評価すべきと考えます。

今回、議会に提出された請願の趣旨を拝見しますと、苦境に立たされている米農家を守り、安定的な食料供給を守っていかねばならない、そのような内容だと思われまます。一方の請願事項にも、米の需給環境の改善がなされるべきと記述されています。

しかしながら、今回この請願書には、米農家以外の農業従事者への救済は一切触れられておりません。当町には、米農家以外にも野菜農家、畜産農家などが存在しております。請願趣旨にありますように、今後の安定的な食料供給と地域社会を守るためには、米農家だけではない野菜農家、畜産農家などを含めた農業従事者全体をフォーカスする救済措置が必要だと考え、今回の米農家に限定した緊急対策の請願に反対の立場を取らせていただきます。

議員各位の賢明な判断を期待し、討論を終わります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

賛成、反対のそれぞれの主張があったわけでございますが、私はちょっと視点を変えて、原案に賛成の立場で簡潔に発言をさせていただきたいと思っております。

まず1つは、本町、平泉における町の主要基幹産業である農業、そしてそこに従事する農業生産者、この方々をどのように守り、そして育成をしていくかということが、農業が町の基幹産業であるがゆえに、地域経済に与える影響というのは極めて大きな部分があると、このように考えるものであります。

そもそも反対意見の中では、備蓄米制度がどのような目的でつくられてきたのかということも論じられましたけれども、しかし、この制度をつくった以降、日本の農業政策というのは、変遷に変遷を重ねて今日に至っているわけでありまして。先ほど賛成討論の中でもありましたように、あの市場最大の冷害と言われた年の実態を見れば、いかにこの備蓄米制度の在り方を、社会情勢の変化に合わせて見直しをしていく必要性が論じられるこそ必要であり、その備蓄米制度にいつまでも固執をするのはいかなものかというふうに思います。

同時に、政府から農業者に対する様々な補償制度がつくられているというお話をされました。2つの例を挙げられました。1つはナラシ補償対策、そしてもう1つは収入保険です。

皆さん、ナラシ補償対策があることは、誰もが承知をしていますが、しかし全ての農業者がこの補償の対象者になり得るかということ、そうではないのであります。まずこのところを見誤ってはいけません。それから収入保険、これも全ての人を対象にはならないのです。残念ながら、青色申告制度という制度を用いて申告する農業者以外は、一切補償されないのです。このところを見誤ってはいけないというふうに思います。

皆さん、農業者は、これまで政府の農業政策の変遷の中で減反を余儀なくされ、休耕を余儀なくされ、様々な苦しみに耐えながら、しかしその政府の政策を受忍をしまっていました。国民の主食であるお米、米を将来にわたってどのように安定的に確保するのかということと、その米を生産する農家、農業者の皆さんの士気をどのように高めるようにしていくのかというのは、まさに避けて通れない大きな課題だろうというふうに思います。

私は、この町の主要産業であります農業と農業者を守ることから、このコロナ禍の中で苦しんでいる多くの農業者以外の方も含めた地域経済の発展につなげていかなければいけない、このように強く皆さんに訴えたいというふうに思います。

以上、賛成討論といたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

続きまして、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第2、議案第25号、平泉町まち・ひと・しごと創生推進基金条例を議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書13ページをお開き願います。

議案第25号、平泉町まち・ひと・しごと創生推進基金条例についての補足説明をさせていただきます。

この条例につきましては、地域再生法第5条、第4条第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業、いわゆる企業版ふるさと納税制度を、今後町として活用しながら地域課題の解決に向けた事業を展開していくため、法人から町への寄附金を適正に管理するために制定しようとするものです。

なお、本町ではこの制度を活用し、汚水浄化技術をベースとした研究開発事業を、平泉バイオレジリエンス研究所への業務委託によって展開し、技術や人材の交流から新たな産業化を促進し、あらゆる分野に波及させていくことによって町の活性化を図ろうとするものでございます。

それでは、条例の内容をご説明いたします。

第1条では、基金の設置について、法人からの寄附金を適正に管理し、事業の資金に充てることを明記し、基金の名称を平泉町まち・ひと・しごと創生推進基金と定めるものです。

また、第2条では基金として積み立てる額について、第3条では基金に属する現金の管理について、第4条では基金の処分について、第5条では運用益金の処理について、第6条では振替運用について、第7条では条例に定めるもののほか必要な事項は別に定めることを明記するものです。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

### 3 番（猪岡須夫君）

3 番、猪岡でございます。

4 点質問をいたします。

まず、資料ナンバー 4 ページです。この頂いた資料の 4 ページ目に、先ほど課長が説明資料としたものの 4 ページ目の、趣旨で、町が技術の応用研究開発拠点を整備し、とあります。これは、どういうことを指すのか、1 つ伺いたいと思います。

それから、最初、着手資金は、もうめどがついているのかどうか。

次に、研究主体、構成者は株式会社エコまるくん関係の研究者でしょうか。

令和 6 年度までの寄附金制度、今後伸びるかもしれませんが、4 年間で予定どおり成果を上げられると考える根拠を伺いたい。そして、各フェーズ、特に 3 と 4 にランニングコストとあるが、これは成果ができて、利益が出るようになってからもかかる部分だと思うけれども、商品が売れない限り、ずっとこのランニングコストはかかると思うのです。町民に迷惑がかかるとは考えませんか。

以上です。

### 議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

### まちづくり推進課長（松本英雄君）

5 点ですかね、ご質問をいただきました。

まず、町が拠点を整備するというふうな意味合いでございますが、これにつきましては、今回この企業版ふるさと納税の制度自体が、これまでは町が主体的に行う事業に対して企業が寄附をするという形が一般的でございましたが、今回この制度が、なかなか国全体として進まないという観点から、新たに企業のほうで事業を提案し、そして寄附を持込みのような形で寄附をしていくというふうな、マッチング制度というふうな、今言われておりますけれども、そういった新たな制度が今年度からスタートをしているというところでございます。

本町においては、その制度を活用し、企業が提案する事業を実施していく、そしてそこに寄附が寄せられるというふうな新しい体制で推進しようとしておりますけれども、その中で、町に頂いた寄附については、バイオレジリエンス研究所が研究をする拠点、要するに研究所であったりとか、今後それに附帯する研修施設であったりとか、そういったものについて、寄附金を頂いた範囲において町で整備をしていく、研究拠点の整備をしていくということになりますので、研究所の事務所であったり、あとは研究スペース、そういったものを準備をしていくという内容でございます。

それから、着手資金のめどはということになってございますけれども、これは今、平泉バイオレジリエンス研究所のほうで、各大手企業含めて、この事業の、平泉で行う事業の内容について説明をし、寄附のお願いをして回っているというふうな聞いてございます。その中で、既に現段階で 4 社からはおおむね良好ということで寄附を頂ける、早いものについては、恐らく来月ぐらいには寄附があるのではないかと考えておりますが、いずれ寄附が、今回の事業については寄附

額、これが事業費になっていくという考えでございますので、この寄附が集まった額に応じて事業を展開し、当初4年間については展開をしていくということが大原則でございまして、寄附の額をまずは見ながらということになります。現状のところでは、その4社からの寄附の申出、そして今週もバイオレジリエンス研究所のほうで企業回りをしております。その寄附額等について来週の水曜日、また会議を持つことになっておりますので、その中でどのぐらいの寄附が寄せられるかということは示されることになっておりますので、そうした寄附額の見込み、それに応じて事業化をこれから詳細に詰めていきたいという、そういう段階でございます。

それから、研究所の研究者については、丸っとエコまるくん、株式会社エコまるではなくて、エコまるの研究、当然研究するものは中心になります。それを活用して応用していくという研究になりますので、いろいろなところ、大学の先生であったりとか、研究所の所長が、今予定されているのは東京大学名誉教授の日本土壌協会会長の松本名誉教授ということになっておりますので、そういった大学の研究所の方々も集まってくる状況、それから、エコまるの当然技術者も集まってくる、そういったことで様々な方が集まって研究が進められるというふうに認識をしております。

それから、令和6年度までの本制度については、寄附の期限ということになっておりますけれども、その4年の中で成果を上げるということではなくて、あくまで制度として寄附を受け付けられるのは4年間ということになります。その後においては、バイオレジリエンス研究所が商品化をし、そして販売をし、そして新たな研究成果を応用して新しい分野に活用を図っていく、そういう中で収益が上がってくるというふうに思われますので、そうしたバイオレジリエンス研究所の収益が上がる中で新しい事業を継続していく、独立採算の中で続けていくということが基本になろうかと思っております。

それに関連しますが、ランニングコストの部分についても、バイオレジリエンス研究所の事業展開の中で収益が上がっていくという中で、事業費としては捻出をするということになりますので、寄附が終わった令和6年度以降に、町でそのランニングコストを出すということでは、現在は考えてございません。

議長（高橋拓生君）

猪岡議員、よろしいですか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

たくさんの方々が既に着手しているとおっしゃった。そうした技術の中から、このバイオレジリエンスという研究所を平泉に持ってこようと、趣旨は理解できますし、それから、各企業が納税する中の一部を使って地方にいろいろな仕組みをしようという取組なのでしょうけれども、実際にこういうベンチャー企業というのかな、10、ゼロと、とにかく独創性が発揮されて、それが商品化されたときに初めて得られる利益、または研究費だと思うのです。

ですから、そういうことについての関わりとして、私はどうなのかなと思うわけで、成果が具体的に出るまでにどれだけかかるのだろうと、つい思ってしまいます。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今回エコまる技術と言われるものを中心に活用して、その研究をし、応用を目指していく、そして商品化を目指していくということになりますが、ゼロベースからのスタートということではなくて、もう既にこのエコまる技術については、日本国内のみならず海外からも注目、世界唯一のシステムと言われております。このシステムとしては、もう出来上がっておりますので、これらをさらに製品化に、今まで製品化はなかなかコストの問題とか、そういったところで量産化ができないというふうな問題もあったので、その量産化についての研究も行うということになりますし、あとは別分野に応用していくということになります。

それで、世界からも注目されているということですが、今年度、実は新たにS T O P感染症大賞ということで、レジエンス・アワードというのが行われておりますけれども、その中で、名立たる大企業がグランプリ、金賞を取る中で、エコまるが第2位、金賞を獲得して、そのほかにはアース製薬とか、キリンホールディングスとか、ソフトバンクが受賞しているのですが、その中にエコまるが1つ、ぽっと入って2位を獲得している。

そういった技術であるということは、もう日本の学者の中では周知の事実になっておりまして、これを確立したものをさらに研究を進め、応用を図っていく、そういったものでございますので、平泉に来てゼロからということではなくて、こういった素晴らしい世界で唯一の技術をさらに研究し、応用していくというふうな位置づけになっております。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

実は、私はエコまるくんを造る工場が来るのかなと考えたのです、最初は。でも工場ではなくて研究ですね。エコまるという一括りの中の研究を、エコまるくんを造った方たちが研究主体となって研究所を造ろうという構想ですよ。これは理解できるのです。

ただ、所得額が68億、そして6億8,000万の寄附金、ここら辺が果たして4年間で使えるお金となって研究所に資金投入されるのかというのが、非常に心配なのです。

以上です。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほども申し上げましたけれども、現状としては量産体制がなかなかできていない中で、コスト計算などしながら、そして効率のいい生産を目指していくというのを研究しながら、その先には、当然工場で量産化を図っていくというのも当町で行いたいという意向は示されてございますので、将来的にはそういった生産工場等もできてくるのではないかなというふうに見込んでございますし、あとは先ほど言いましたとおり、別の分野への応用という研究もしていきますので、

これは、エコまるを造るという目的だけの会社ではなくて、様々な会社からこういったいろいろな研究を依頼されていくというふうに想定されておりまして、その中で研究成果をその企業に返して、そしてそこで製品化が図られていくということがどんどん広がっていきますので、そういった広がりのある企業についても研究所の近くで工場を建てる、こういったものに結びつけていくようになればいいかなというふうには思っております。

68億と今お話がありました。ちょっとその68億については、私では把握はしておりませんが、現状お示しをしている6億8,000万円の寄附の見込みに対して、6億8,000万円の事業費ということで今、想定しておりますので、前段にも申し上げましたけれども、寄附を頂いた額に応じて事業費、そして業務委託を行っていくというものになってございます。

議長（高橋拓生君）

ほかに。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

今、質問、猪岡議員の質問の答弁の中にもありました。別の分野への応用という話がありました。

そこですけれども、この平泉バイオレジリエンス研究所といいますか、今回の事業の範囲といいますか、内容に関わってなのですが、微生物による汚水浄化、エコまる技術というふうになっていますが、ほかの事業への展開というのはできるのか、するのかという点ですけれども、去年あたりから、実は山の間伐が進んでいました。いわゆる林業、山の再生との関係です。

それで、伐採はするのですけれども、お金になる部分は運び出すのですが、上のほうとか枝は、そのまま山の中に放置されるという状況です。こうなると、もう今は杉なのですが、杉はいいのですけれども、その積み重なったやつが土地を覆っているわけですよ。そうすると光が入らないということで、山の再生に時間がかかるわけです。それはちょっと問題なのだろうなと思って、そうすれば、この材料などを使ったバイオという話もありましたが、例えば、もがみバイオ発電かなんかで、いわゆる発電事業に展開しているというのがありました、林業会社さんが。

そういったことで、そういった山もしっかりと再生していくし、そしてその残った物を利用して、これ発電しているのですけれども、そういったようなことに展開すれば、林業の環境もよくなっていくのではないかなと考えるわけで、その辺はどういうふうに考えるのかという点です。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

エコまるくんについては、環境型のトイレということで注目はされているわけですが、その技術の応用の中で、例えば生ごみであったりふん尿の中からバイオガスを抜き取って、そしてそれを活用し、そして残ったその廃物に、このエコまる技術が有効に働いて、そこから肥料ができた水ができたということで、水については循環型でトイレで活用したり、こういったものもエコまるくんのほうでは研究しておりまして、そうすると、そのバイオガスという部分については、

当然発電に利用できるのではないかということで、お伺いはしていたところでございます。

将来的には発電なども、地域に電力供給できるようなことで考えてみたいというお話もありますが、まだ具体ではないです。これはそういうお話もあったということでございますけれども、例えばその中でもう一つお話があったのが、木の皮、パーク、チップというのですか、皮のチップですね、こういったものであったりとか、あとここは稲作地帯ですので、もみ殻薫炭についても、何か製品化できないだろうかみたいなお話もあった。これもまだ具体ではないです。

その中でお話があったのは、前段として、やはり我々は地元のために、そして地元の農家を中心に収益を上げられるような、そして雇用を生み出すような、そうした地域貢献をしたいというお話がスタートでございましたので、直接的に間伐材がどうかとなるのは、またちょっと今後お話しになると思いますが、いずれその活用できる部分については、こちらでも町として、やはり農家の方、そして地域の方々の収益を上げるというのは、非常に大きな、先ほどの転作での話、それから耕作放棄地のこともございますし、中山間地での農業の継続という部分からすると、そういったものもぜひ町としては、そういった分野にも波及をお願いできないかというお話はさせていきたいなというふうには考えております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決いたしました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第3、議案第26号、平泉町コミュニティバス運行条例を議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

それでは、議案書15ページをお開き願います。

議案第26号、平泉町コミュニティバス運行条例についての補足説明をさせていただきます。

この条例は、交通空白地域における町民の交通手段を確保するために、6月から実証実験として無償運行を開始いたしました町内3路線のコミュニティバスにつきまして、7月から道路運送法に基づくコミュニティバスとして有償運行するために制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明をさせていただきます。

第1条では、平泉町における町民の交通手段を確保し、町民の福祉の増進に寄与するため、コミュニティバスを運行することについて明記するものでございます。

第2条ではコミュニティバスの運行範囲について、第3条では運賃について、基本料金として1人1乗車300円とすることを定めるものです。

また、第4条では運賃の減免について、第5条では条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることを明記するものです。

なお、この条例は令和3年7月1日から施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

1番、大友です。

まず最初に、今現在の登録数をお知らせ願います。

そして、6月実証実験を行って、昨日で半月がたちましたが、平泉ルートと長島ルート、それぞれ累計で何名の利用者数があったのでしょうか。そしてまた、利用者の方からのどういう声、反応というか、どういう声が聞かれていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

6月1日から運行を開始しておりますけれども、本日現在、6月16日現在の登録者ですが、193名となっております。この内訳ですけれども、一般が6名、65歳以上の高齢者が183名、障がい者登録されている方が4名ということです。

なお、一般については300円利用、高齢者の方については200円利用、障がい者の方については100円利用というような区分でございます。

それから、地区別でございまして、3路線ありますが、193名中、平泉地区が44名、それから長島地区の東西ルートが55名、長島地区の南北ルートが94名ということになってございます。合わせて193名の登録ということでございます。

それから、利用状況でございまして、1日から運行し、先週11日までの統計でございま

すけれども、平泉ルートについては3回運行をしております。3回を平均しますと、1便当たり3人の乗車ということになってございます。平均です、3人。一番多いときで4人ということになってございます。

それから、長島の南北ルートにつきましては4回運行してございまして、これは全体の平均として3.25人の利用となっております。一番多く利用された便は6人乗車してございます。

それから、長島の東西ルートでございますけれども、平均して2.8人、1便当たり2.8人の利用となっております。一番多いときで5人の乗車がございました。

なお、週2回の運行ということでございますが、そのうち1回については、事前のアンケートで最も多かったジョイスまで延伸をし、運行しているところでございますけれども、ジョイスを利用する3路線全て合わせますと、ジョイスからの乗車が15人、この間ありましたが、すみません、ジョイスに行く日に利用された方は15人の乗車があったわけですが、このうち7人がジョイスから乗車しておりますので、約半分は、バスの利用をされている方の半分はジョイスに行っているということで、事前のアンケートでやっぱり一番多かったというのとおり、ジョイスの需要は多いのかなというふうに感じているところでございます。

それから、まだ利用されている方も限定的であったりとか、多くの方に利用されるのは今後ということになるかというふうに思いますが、今まで出ている中では、ジョイスの待ち時間が、朝の便で行って午後の便で帰ってくるまで3時間ありますので、ちょっとその辺の中で、間にもう1便ぐらいないのかというお話が一番多いかなというふうに思っております。今のところそれ以外の要望については承っておりませんが、いずれ近々乗られている方だけではなくて、登録をされている方も含めてアンケート調査をさせていただいて、乗られなかった方については、どういう理由で乗らなかったのか、まだちょっと1週間、2週間のところですので、時期を見てということになります。乗られた方については、不便なところはどこだったのか、そういったものは伺っていきなというふうに思っております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

今、乗車数がありましたが、実は東磐交通線、以前にもちょっと質問して、大体1日平均20人から30人というふうに、私確認をしてきましたが、当然長島の方なのですけれども、東磐交通線は、月舘から一関までということで、やはりかなり利用者がある。

まだ一方浸透がされていないというか、まだコミュニティバスの場合はこれからということもあるし、目的場所も違って来るわけですが、そうすると高校への通学に使っている方もいる、やはり下平20区、19区辺りというのは、私もあの辺はよく通るのですけれども、結構やっぱりバス停で待っている方も実際います。

そういう中で、このコミュニティバスはいいと思うのです。そうした方々への対策というのは、どういうふうにその後検討されたのかなということが1点聞きたいと思えます。いかがでしょう

か。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

現在、東磐交通で運行しております一関線という路線になりますけれども、これは平成5年に、当時JRの路線バスが運行してあって、これが廃止になったことから、一関市と共同歩調を取って補助金を交付し、代替運行としてこれまで二十数年間、運行をしてきた路線ということになります。これについては年々、今乗車されている方が当然いるということは承知をしておりますが、平成5年当時に、その路線廃止された際には、乗車密度が6.1という数字だったのですが、現状はもう1.6という利用の中で、赤字分については全て自治体負担ということで、自治体負担といえますか、廃止になったので町として運行していただいているという路線でございますので、当然町として全額を負担していくということになります。令和2年では、もう500万を超えてきているというふうな状況でございました。

そのこともございますし、空白地域の解消が、やはりこの間ずっと平泉町では課題であったということから、公共交通会議を平成30年に設けて、その中でこの路線、それから新しい公共交通、それらを含めて全体の公共交通の在り方、交通網の見直しというものを図ってきたところでございます。

その中で先ほど申し上げましたとおり、この一関線500万円超を継続しつつ、さらに空白地域へのコミュニティバスを運行していくというものについては、これは財政上厳しいというところと、それから既にその路線バスがあるところについては、今度はコミュニティバスを走らせられないというふうなこともございまして、こうなると空白地域の解消になかなか結びつかないということで、公共交通会議、2年間議論する中でいろいろなご意見をいただきながら、平泉町はやっぱりコンパクトな町でございますので、まず駅に来るという状況を、平泉町民が駅に出られる、そして駅には様々な公共交通もございまして、そういったものを結節点、あるいは拠点というふうに位置づけて再編していこうということで、今回このようなものになったところでございます。

なお、東磐交通の一関線につきましては、当町だけではなくて一関市さんも当然一緒になっておりますので、これにつきましては一関市と継続協議を今しているところでございますが、この路線、一関に行く路線が廃止になるので、では平泉として一関に向かう路線をつくるかとなると、これは公共交通会議上でも市、町の区域を越える運行はできないことになってございますので、ストレートにそこを補うというのが、なかなかその公共交通会議の中ではできないということになります。

先ほども申し上げましたとおり、平泉町はコンパクトで、まず駅、そしてそこからの移動ということを考えて、今設定をしているところでございますが、やはりまだまだその利用、乗り継ぎとかという部分についても、恐らく足りない部分はあろうかというふうに思います。

いずれ実証実験でございますので、ちょっとまだ私のところにも具体的に、この時間帯だとかと

というのが全くちょっと分からない状況ですので、先ほども申し上げましたけれども、アンケート等でも具体的にこういう時間にあるといいとかというところを見ながら、改善できるものについては、そういった乗り継ぎができる体制をつくっていくというのは当然必要だというふうに思いますので、実証実験の中で、ぜひそういうお声を寄せていただきながら、要望を寄せていただきながら改善をしてみたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

長い答弁でありましたが、その対応策を求めたのでありましたけれども、それで一関との協議という話がありました。どういう協議をして、どういう状況なのかという点を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

代替路線を運行しているのが一関市と平泉町ということでございますので、例えば平泉町がやめやすくなった際に、では一関のそこの舞川から駅までは続けるのかということもあると思いますが、その辺については、始めたのが一関市と同一歩調で協議して始めた路線でございますので、それについて今協議をしている。

一関市さんのほうでは、当該地域においては、既にデマンド交通を用意されているということとか、あと今後も恐らく代替については検討されることというふうに思いますので、そこは一緒になって知恵をお借りしながら、当町でも検討していきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

先ほど言ったように、まだ周知というか利用者が、実は東磐交通線のほうが多いという現状だと思うのです。

それで、私高校生が通学に使っていると知ったのは先月あたりだったわけです。ですから、そうした方々の声といいますか、そういったこともやっぱり大切にしなければいけないと思うのです。だから便利になったのか、そうではなくなったのかというか、便利でなくなれば、これは困るわけですから、そういったところも、一関との協議をしなければ、それは2つの自治体でやっているわけですから、そんなところも十分対応してほしいということです。

以上です。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

東磐交通の一関線につきましては、9月まで運行ということになってございますが、事業者と

連携をしながら、そのバス等にも表示をさせていただいたり、実際利用の方に目の届くところにお知らせをし、そして意見をいただけるような格好でできないかということで、事業者とちょっと連携させていただければというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

1時間たちましたので、ここで休憩に入りたいと思います。

11時15分まで休憩といたします。

---

休憩 午前10時59分

再開 午前11時12分

---

議長（高橋拓生君）

おそろいですので再開いたします。

平泉町コミュニティバス運行条例につきましての質疑を続けたいと思います。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

2点お伺いをいたします。

このコミュニティバスについては、実証実験から町民利用者の皆さんの声をどのように今後反映させていくのかということも、一つの課題になってくるというふうに思うのですが、このコミュニティバス運行に至るまで、これまで複数年にわたって様々な角度から検討が行われてきたわけでございます。その過程の中では、患者送迎バスの利用だとか、あるいはスクールバスへの混乗利用だとか、そういったことも私どもも提起をさせていただきまして、検討されてきたわけでございます。

今回、定められたこのコミュニティバスの運行時間を見れば、いわゆる早い時間帯、そういった時間帯にバスを利用したい人は利用できないというダイヤ設定になっているわけですね。

そこで、1つ目にお伺いをしたいのは、このスクールバスへの混乗利用について、当時の八重樫まちづくり推進課長は、一つの検討に値をする材料ですというふうに述べられているわけなのですが、このコミュニティバス運行条例の中には直接関わらないのですけれども、先ほど冒頭に言った、いわゆる実証実験から町民の声というか、希望を聞いた中で反映させる必要があるとすれば、やっぱりスクールバスへの混乗利用というのを継続して検討する必要があるのではないかとこのように思うのですが、その考え方についてひとつお伺いをしたいということでございます。

次に、教育委員会のほうにちょっとお尋ねするというか、提案をさせていただきたいというふうに思うのですが、今スクールバスへの混乗運行の話をしましたけれども、言うまでもなく、このスクールバスについては、とりわけ戸河内地区においては子供たちの通学に欠かせないものとして運行されてきているわけでございます。一方で、近年その町内、特に戸河内地区においては、新たな生活環境というか、住環境というか、これが野生獣によって脅かされてきていると、こう

いう実態があるわけでございます。

言うまでもなく農作物への野生獣の被害というのは、もう令和2年度はそれまでと比べて格段に被害額が大きくなっている。もちろん町の鳥獣被害対策実施隊の皆さんの取組などもあって、イノシシの令和2年度の捕獲頭数は49頭というふうになっているわけです。しかし、学者の講演などを引用しますと、捕獲した頭数の少なくとも4倍以上はその地域に生息をしているというふうに言われているわけなのです。

今、このイノシシが子供たちの通学時間帯、あるいは一般人の通勤時間帯、もう平気な顔をして公道に出てくるわけなのですよ。こういう実態があります。しかも夕方には群れをなして道を歩いていると、こんな状況があります。

そこで教育委員会にちょっと検討をいただきたいというのは、とりわけ戸河内地区の児童生徒、なかんずく中学生の通学に対する安全対策として、現行運行しているスクールバスへの中学生の乗車というものを実施できないのかどうか。いわゆる冬期間中は、ああいうアップダウンが非常に大きい地域柄もあって、スクールバスを中学生も利用しているわけなのですが、これを通年的に利用できるようなことについて、もちろん中学生となれば部活動もありますから、全ての生徒が利用するということにはつながらないのでしょうかけれども、しかし、一定程度の子供たちの通学、それから帰宅途中の安全確保という点から言えば、効果が見込まれるのではないかと、こんなふうに思いますので、検討に値するかどうか検討いただきたいと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

コミュニティバスの運行、現在週2回、そして1日2便ということで、ご指摘いただきましたとおり、そしてまた今後アンケートをする中で、恐らくいろいろな時間設定等の要望があらうかなというふうに思います。

ただ、その中で全てそれを反映させたような運行、例えば、朝早くから夜までというふうな運行、そして毎日の運行というものが可能かとなると、これはなかなか厳しいものかなというふうに思います。

その厳しいと言いますのは、コミュニティバスで全てやろうと思うと厳しいということになるかと思しますので、以前からスクールバスの混乗ということについては、先行事例等もございまして、恐らく前回の答弁でも検討に値するというふうな答弁をさせていただいたのかというふうに思いますけれども、その時点では、コミュニティバスが平泉町内運行していないという状況がございまして、ちょっとその関連は調べさせていただいて、スクールバスの混乗は、それでも可能なかどうか、そして公共交通会議の中でそれらが議題としてできるのかというのも、ちょっと検討させていただきたいなというふうに思います。

いずれ全てコミュニティバスというのは、なかなか厳しい部分がある。いろいろな交通手段を複合させた中でよりよい交通網をつくっていく方向で検討してまいりたいというふうに思ってお

ります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

戸河内地区の平泉中学校の生徒を安全確保のため、平泉小学校用に運行しているスクールバスに同乗できないかというお話でしたけれども、議員おっしゃられるとおり、冬季においてはPTA会長、それぞれの3区から5区までの会長さんから教育委員会に対して要望書が出されて、冬季の期間、生徒が登校の部分で同乗しております。下校につきましては、先ほどありましたけれども部活動ということもありますので、それぞれ小学校の帰りに間に合えば乗るといような形で、あとは保護者の方に送迎していただくといような形で対応を行ってまいりました。

今のイノシシの野生獣についての安全、危険だということで、まずは実態ですが、中学校のほうに今、確認しましたけれども、今のところは保護者等のそういうご意見は、要望というのはないということですが、いろいろ実態とか要望を調査しながら、乗車できるかどうか、物理的な話でいくと乗車は可能であるというふうに考えていますので、人数的に。大体今申し上げた3区から5区までですと、15名以内程度ぐらいというふうになっていますので、3区については大体5名から10名ぐらいということですので、3区以外の戸河内地区以外の方についても、そういう要望があれば乗せることは可能ですので、いろいろ保護者会とか学校等に確認を取りながら、そういう対応をこれから検討してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

スクールバスへの混乗の関係でございますが、町が運営をしている独自のスクールバスでございますから、いわゆる法的には、町が混乗を認めれば何ら問題のないことでございますので、ここは町としてやる気になれば、いつでもやれる体制、特別な手続も何もないわけですから、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、戸河内地区の15名程度いるという児童生徒の関係でございますが、幸いにも現在のところ、けがはないと、そういう要望もないということ、それはそれで結構なことだというふうに思うのですが、やっぱり事が起きてから、けがなどが発生をしてから対策を考えるということではなくて、前もって可能なものであるならば、そういう障害を避けるための手だてを講じておくというのも大切なことであろうというふうに思いますので、ぜひ積極的にご議論をいただいて対応していただければよろしいのではないかと思いますので、よろしく対応方を求めておきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにごございませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

2点伺います。

利用してみた方たちには大変評判がよろしいです。運行便数が増えれば、もっと評判がいいでしょうし、健康福祉交流館へ行けたらば、もっと評判が上がると思いますが、いかがでしょうか。

もう1点、長島での小学生の、特に低学年の小学生の移動については、どの辺まで話が進んでいるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

町民温泉に経由ということでございます。いずれ今後アンケートの中でも恐らくそういう要望もあろうかと思しますので、その中で、時刻の再編する中でそれが可能かどうか、それも含めて検討させていただきたいと思えます。

それから、好評だけれども便数がというふうなお話ございました。私どもにもその声は届いておりますので、便数も時刻の見直しに含めて検討させていただきます。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

バスの路線が廃止になるということでの長島小学校の児童への対応ということで、現行の制度としまして、低学年ですね、1年生から3年生までの方にバスの定期券を現物支給を行ってまいりました。それで、この対応を基本としながら、コミュニティバスの事業者が決定しましたけれども、15人乗り程度の町所有の車両を、その交通事業者に委託をして、その路線の代替手段ということで運行を考えておまして、その案につきましてPTA関係者、あるいは校長とか学校関係者と懇談をして、今考えているものをちょっと示した中で、いろいろご意見等を伺っておりまして、その中にはいろいろ課題もありまして、その辺を今調整中であります。

いずれ内容的には、低学年だけではなくて4年生から6年生までも、特に冬場については定期券を購入しているケースもあるということですので、いずれ学校教育活動に支障のないように通学の足の確保ということで、例えば土日の学校行事へのことなども含めて、その対応を考えてまいるわけですが、それに当たりましては、現行のいろいろな幼稚園から平泉方面の小学校のスクールバスの運行をしているわけですが、これらの見直しとか活用についても、あとはこの平泉中学生向けの保護者会のほうで、県交通と契約して冬期間だけバスを利用しているということもありますので、そういうようなこと全体を見ながら、ちょっと計画を練っておりますが、当面はそういう15人乗り程度の車両で運行するような形で対応を基本としながら、7月ぐらいには、夏休みに入る前までには、その計画案を該当する地区の方に説明を、学校関係者も含めて説明をした上で、また必要であれば調整した上で9月までの期間、バス路線の期間となっておりますので、10月から新しい制度に、当面はそれですと将来的に、永続的にいくということではないかもしれませんが、そういう見直しを行いながら、修正、改善を加えながら、保護者とか地

域の方が納得するような形で、児童生徒の交通の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

平泉町コミュニティバスの利用者数、申込利用者ですか、193名だということをお聞きしたのですけれども、この申込みを、何で申込みをしているかというのは、ちょっと私は疑問を感じるのですけれども、何か不便があるのか、ちょっとお聞きしたいなと思うことと、申込みをしていない方が、いきなりでも利用できるような、例えばその場で住所とか名前を書けば利用できるのか、ちょっと料金が高くても利用可能だとか、そういうことが可能なのかということも考えていただきたいと。特に、65歳以上の方は、すぐにその場でも利用してもいいのではないかとというようなことも検討する必要があるのかなと。

それから、他の市町村の人が利用したい場合というのは可能なのでしょうか。

以上。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

申込書の段階では、利用目的とか、どうして申し込んだというところはございませんので、これは説明会の中での感じたところでございますが、いずれすぐは利用しないけれども、車、例えば免許返納したとか、運転がちょっとおっかなくなってきたなというときに利用するように登録もしていただきますというふうなご説明をさせていただいておりますので、そういった意味で将来的な利用も含めてご登録をいただいているというふうに思っております。

それから、登録をしないで当日乗れるかということになると、これは現状では乗れないということになります。申込みについては用紙がございますけれども、それに限らず、現在電話でも受け付けておりますので、電話1本で簡単に登録できる状態になっておりますので、それらを引き続いて周知をしていきたいというふうに思います。

それから、町外の方の利用につきましては、これは公共交通会議で了承された計画に基づいて国交省からの登録を受けた者、承認を受けた者となりますので、町外の方はご利用はできないことになっております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決しました。

---

議長(高橋拓生君)

日程第4、議案第27号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長(菅原幹成君)

それでは、議案書17ページ、議案第27号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

本条例は、地方税法第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存、その他の審査に関し必要な事項を定めることを目的としております。

このたびの一部改正におきましては、提案理由にありますとおり総務省からの通知を受け、審査申出書等の押印を廃止するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、参考資料1ページ、議案第27号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表をお開きください。

現行第4条第4項、「審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない」を削り、同条5項を第4項とし、第6項を第5項としようとするものでございます。

また、第8条第5項中、「記載し提出者がこれに署名押印しなければならない」を、「記載しなければならない」に改めようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決しました。

---

議長(高橋拓生君)

日程第5、議案第28号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉光祉君)

議案第28号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書19ページをお開きください。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号の一部改正により、地方公共団体情報システム機構、以下機構と呼ばせていただきますが、個人番号カードを発行する主体として明確化されたところであり、個人番号カードの発行に関する手数料の額についても機構が定めることと規定されたため、施行期日以降は平泉町手数料条例に規定している個人番号カード再交付手数料に関する規定が不要となることから、当該規定を削除するものであります。

また、議案書と併せてお配りしております参考資料の3ページ、議案第28号参考資料、平泉町手数料条例の一部を改正する条例についての新旧対照表について説明させていただきます。

別表第1、1中の21号につきましては、個人番号カード再交付手数料に関する規定であることから、先ほどご説明申し上げたとおり、施行期日以降は不要になることにより、改正後においては削除し、別表第1中22号を21号とし、23号から34号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

施行期日につきましては、令和3年9月1日になります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決しました。

---

議長(高橋拓生君)

日程第6、議案第29号、和解に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉放射線対策室長。

放射線対策室長(千葉光祉君)

議案第29号、和解に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案書21ページをお開きください。

最初に、これまでの経緯について説明をさせていただきます。

町が放射線影響対策に要した費用につきましては、平成23年度から令和元年度の第12次にわたり、東京電力ホールディングス株式会社に対し1億4,087万3,112円の損害賠償請求を行い、そのうち原子力損害賠償紛争解決センターによる第1回申立て及び第2回申立てによる和解金を含む損害賠償額として、1,731万1,714円の支払いを受けたところであります。

次に、東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が支払いに応じない第8次から第10次、平成27年度から平成29年度分の請求額4,796万6,836円につきましては、令和元年7月に原子力損害賠償紛争解決センターに3回目となるあっせん申立てを行ったところであり、その後、旅費の一部につきまして賠償金の支払いを受けたところであります。

そして、本年3月に、同センターから東京電力ホールディングス株式会社に、452万5,000円の損害賠償金の支払いを求める和解案が提示されたところであります。

そこで、和解の内容についてですが、和解の相手方は東京電力ホールディングス株式会社で、和解の内容につきましては、(1)相手方は町に対し、賠償金として452万5,000円の支払い義務を負う。(2)相手方はこの金員を町に対し、和解成立後21日以内に一括で支払う。(3)本和

解に定める金額を超える部分については本和解の効力が及ばず、町が相手方に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。(4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、町は相手方に対して別途請求しない。(5) 本和解に関する手続きの費用は各自の負担とする、となっております。

次に、和解額についてですが、議案書と併せてお配りしております参考資料の5ページ、議案第29号参考資料により説明させていただきます。

参考資料につきましては、申立額と和解額を一覧表にまとめたものでございます。

まず人件費につきましては、職員の時間内の人件費と時間外の一部が損害として認められませんでした。臨時職員の人件費につきましては、放射線対策室分2割の範囲内、農林振興課分は3割の範囲内が損害として認定されたところでございます。測定経費につきましては、放射線測定経費及び点検料は全額、測定用自動車リース料につきましては2割の範囲内で損害として認められたところであり。その他の損害におきましては、内部被曝健康影響調査費用につきましては全額、業務に係る事務費につきましては2割の範囲内で損害認定されたところであり。旅費・交通費につきましては、原発放射線影響対策市町村会議出張等と旅費の一部が損害として認定されたところであり。

このように、人件費につきましては十分な内容とはなっておりませんが、人件費以外については、ほぼ実態に即した賠償内容であると考えられること、和解案には和解金額を超える部分には和解の効力が及ばず、別途損害賠償請求をすることを妨げないこととされていること、また、申立てから既に約2年が経過しており、和解成立によって早期の賠償の実現が図られることから、この和解内容で和解することが適当と判断したところであり。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決しました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第7、議案第30号、平泉町防災行政無線デジタル化更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

議案書23ページ、議案第30号、平泉町防災行政無線デジタル化更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

平泉町防災行政無線につきましては、平成8年度に9基の屋外拡声子局を設置しておりますが、その後、平成24年度に災害時の避難場所等との通信手段確保のための移動系防災行政無線整備の際に2基新設し、11基となっております。平成24年度の整備では、新設の2基と既設の3基、計5基をデジタル化しており、残り6基をこのたびの更新工事でデジタル化するものでございます。電波法令等の改正によりまして、現在のアナログ方式は来年11月を過ぎると使用できなくなること、また設置から20年以上経過し、老朽化等も考慮し、このたび更新工事を行おうとするものでございます。

それでは、参考資料7ページ、議案第30号、平泉町防災行政無線デジタル化更新工事をお開きください。

1つ目として、親局中継局設備の改修でございます。役場庁舎にあります親局、西行桜の森敷地内にあります中継局の既設改修、また親機中継局の電波の送受信を行うためのF W A設備についても既設改修するものでございます。

2つ目として、遠距離制御装置でございますが、現在、一関消防署平泉分署とJ Aいわて平泉平泉営農経済センターの2か所に設置されてございますが、平泉分署に設置の装置を更新し、平泉営農経済センターの設置の装置は廃止するものでございます。

3つ目として、屋外拡声子局整備でございますが、6基更新で、屋外拡声装置の規格はそれぞれ120ワット、外部接続箱、空中線はそれぞれ6基、スピーカーはトランペット型24基を整備します。更新する6基については記載のとおりでございますが、坂下と志羅山の2基は環境色にしようとするものでございます。

4つ目として、戸別受信機の設備でございますが、乾電池なしの2,500台を見込んでおり、電波が入りにくい場所については、外部空中線、三素子八木型37基、簡易アンテナでありますダイポール型738基を見込んでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

デジタル化更新工事そのものは、多分今年度で終わりだというふうに思うのです。そこで、この間、いわゆる屋外拡声子局からの、いわゆるスピーカーからの難聴地域があるということについて指摘をし、町側もそういう地域が存在するということは認識をしていると、このように言われているわけです。

そこで、何度もこの間、私訴えさせていただきましたけれども、アナログ電波方式からデジタル電波方式に更新しても、屋外子局の拡声器から聞こえる範囲の拡大にはならないのです。ここだけはぜひ誤解のないようにしていただきたいと。

したがって、この間も言われてきました。あるいは先般も小熊が現れたということで、屋外拡声器から流されましたけれども、いわゆる外で仕事をしている人が、そういう場合に聞こえない地域があっては困るわけなのです。そのために屋外拡声子局からの難聴地域を解消してほしいということで、この間ずっと求めてきました。

したがって、もうこれ以上更新工事がなければ、やっぱり町として独自にでも、いわゆる難聴地域と言われるところの解消をするために、継続してこの問題について、課題については取り組んでいていただきたいというふうに強く求めておきたいと思えますし、あわせて、トランペットスピーカー24台が新たに更新をされるようですけれども、そうすると既存の24のトランペットスピーカーが出るわけですね。やっぱり新たに発生するトランペットスピーカーを利用して、難聴地域の解消のために増設置をしていくということも、今後の課題になってくるのだというふうに思います。

アナログからデジタルに変わっても、アンプそのものは低周波増幅器ですから、高周波と違って既存のものがそのまま使われることになりますので、将来の町の財政負担を軽減する上からも、この撤去される24台、いわゆる更新される24台のトランペットスピーカーについては、町でしっかりと保管をして、今後の難聴地域解消のためのスピーカーとして活用することも検討していただきたい。

以上です。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

この間、難聴地域、そういったところについての解消をということで、再三ご質問いただいております。

今年度この更新工事を行うに当たっての伝搬調査は、昨年しておりますけれども、電波が届くかどうかの調査と難聴地域の解消とは、ちょっと直接は結びつかないというふうなことではございますが、昨年の調査を基に更新していくわけですけれども、ご指摘いただいておりますその難聴地域、その分については、今回6基の新設の部分、スピーカー24台の部分のテストを行いながら、実際にそういったところが解消できるように、極力業者とも調整してまいりたいと思えますし、更新する前のスピーカー、これは耐用年数等もありますので、その辺、再利用ができるのか

どうかというふうなところも検討していかなければならないと思いますが、そういったものも、もし可能であれば、スピーカーが増えるということは、少しでもこの解消につながっていくものと考えますので、そういったことも含めて検討していきたいというふうに思っております。

なお、今後スマートフォンを使った、さらにそれぞれ個人に配信できるようなソフトというか、そういったものについても検討していきたいと思っておりますので、そういったことで極力解消していくような方向で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

2つほど。遠隔制御装置というのを、ちょっと私も認識がないので伺いたいのですけれども、これ消防署と農協にあって、放送ができる機能なのかなと思ったわけですが、これがどういう機能、役割を持っているのかというのが1つ。そして、なぜ農協が廃止になるのかということ。

それから、電池なしと、戸別機のほうなのですが、ということなのですが、これはバッテリーというのかな、があるのか、いわゆる停電時ですね、100ボルト装置になるか、ちょっとその辺がよく分からないのですが、電池なしで停電時というのはどういうふうな、大丈夫なのかというのがちょっと不理解だったもので、お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

まず、遠隔制御装置につきましては、分署さんとJAさんのほうに置かせてもらっていましたが、数年前から農協の合併が行われて、2回の合併の中で、だんだん農協さんのほうでもそういった資格者が置けないというふうな話があって、今は何かあった場合については、農林商工課のほうに話をいただいて、こちらで農業関係の情報を提供しておりますので、農協さんのほうでそういったことだということであれば、今後もこうした形で情報提供はさせてもらいたいというふうに思っております。

それから、停電の場合は、バッテリーのほうでできるようになってございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

今、バッテリーのお話が出ましたけれども、災害時のそのバッテリーの持続時間というのかな、それはちゃんと調べてあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

今、仕様書のほうで確認しておりますけれども、停電の場合にはバッテリーに切り替わることによって電源供給が可能であるということで、その時間については、ちょっと確認しておりますけれども、恐らく戸別受信機については、電池を入れていただくことによって、停電の場合は72時間は最低でも確保するというふうなことになっていきますので、こちらのほうの3日間については、その間にあとは復旧するというふうなことの想定だと思っておりますが、そこについてはちょっと確認したいと思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

13時から再開いたします。

---

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

---

議長（高橋拓生君）

再開します。

議案第30号、三枚山議員と猪岡議員に対しまして、菅原総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

午前中に説明しておりました平泉町防災行政無線デジタル化更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについての中で、三枚山光裕議員のほうから、遠隔制御装置についてのご質問がありましたが、答えておりませんでしたので、改めてお答えしたいと思います。この遠隔制御装置につきましては、これまで一関消防署の平泉分署、それからJ Aいわて平泉の平泉経済センターですね、営農経済センターのほうに置いておまして、そこから直接、音声放送、それから電子チャイム、サイレン等を放送できる施設となっております。その関係で、そういった施設であります。

あとは先ほど申し上げたとおり、分署に置いております1台については更新、あとは農協さんに置いております1台については廃止というふうなことであります。

それからもう一点、猪岡須夫議員からご質問ありました、停電時におけるバッテリーはどれだけ持つのかということでしたが、確認したところ72時間ではなくて48時間ということですので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

日程第8、議案第31号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

それでは、議案書25ページをお開きください。

議案第31号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、26ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税、2項固定資産税2,875万2,000円。これは、現年課税分の増額でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金2,493万5,000円。これには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,712万5,000円の増額が含まれております。

15款県支出金、2項県補助金80万円の増額でございます。

16款財産収入、2項財産売払収入283万4,000円。これは土地売払収入の増額でございます。

17款寄附金、1項寄附金3,000万円、これは企業版ふるさと寄附金の増額でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金768万5,000円。これは財政調整基金繰入金の増額でございます。

20款諸収入、5項雑入9,000円。

歳入合計補正額9,501万5,000円の増額でございます。

次に、議案書27ページ、歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費203万6,000円の減額でございます。

2 款総務費2,290万7,000円、1 項総務管理費2,549万6,000円。これにはまち・ひと・しごと創生推進基金積立金3,010万円の増額、テレワーク環境構築業務委託料560万6,000円の増額、地域活力推進費の農業費及び土木費への組替えに伴う500万円の減額が含まれております。2 項徴税費212万8,000円の減、5 項統計調査費46万1,000円の減。

3 款民生費1,202万1,000円の増、1 項社会福祉費980万3,000円の増。これには職員給料604万4,000円の増額が含まれております。2 項児童福祉費221万8,000円。これには低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金590万円の増額、職員給料623万9,000円の減額が含まれております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費1,888万1,000円。これには職員給料351万6,000円の増額、ワクチン集団接種スタッフ派遣業務委託料504万9,000円の増額が含まれております。

6 款農林水産業費181万6,000円の減、1 項農業費197万6,000円の減。これには職員共済組合負担金240万7,000円の減額、農業用施設維持工事費、これは地域課題対応事業で総務費地域活力推進費からの組替えであります、200万円の増額が含まれております。2 項林業費16万円の増額でございます。

7 款商工費、1 項商工費1,301万6,000円。これには平泉まちはく促進事業費補助金600万円の増額、広域連携による観光誘客促進業務委託料226万9,000円の増額が含まれております。

8 款土木費1,622万6,000円、1 項土木管理費540万4,000円の減。これには職員給料464万6,000円の減額が含まれております。2 項道路橋梁費1,708万円。これには町道平泉前沢インター側道西1号線道路拡幅工事費1,408万円の増額、町道補修工事費、これは地域課題対応事業で総務費地域活力推進費からの組替えであります、300万円の増額が含まれております。5 項住宅費455万円の増。これには職員給料223万1,000円の増額が含まれております。

9 款消防費、1 項消防費99万円の増額でございます。

10 款教育費1,482万6,000円、1 項教育総務費60万円。

議案書28ページをお開きください。

2 項小学校費3,000円の減、4 項幼稚園費403万1,000円、5 項社会教育費1,019万8,000円。これには文化遺産センター屋根修繕工事費510万9,000円の増額が含まれております。

歳出合計補正額9,501万5,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

発言の際は、議案書のページをお示しください。質疑ありませんか。

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

1 番、大友です。

議案書33ページ、3点あります、2款1項9目の情報化推進整備費の中の12節の委託料560万6,000円、テレワーク環境構築業務委託料であります、この内容についてお知らせ願います。

そして、2番目に39ページの4款1項1目12節の委託料で16万5,000円、ロタウイルス予防接種副本登録改修委託料であります、ロタウイルスというのは、たしか昨年8月以降に生まれたお子さんが、国の補助でロタウイルスワクチンを接種できると思うのですが、この登録改修委託料というのは何でしょうか。2番目。

3番目に、42ページの7款1項4目観光振興費の12節委託料で226万9,000円、広域連携による観光誘客促進業務委託料、この内容についてお知らせ願います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

33ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目情報化推進整備費の中の12節委託料506万6,000円、テレワーク環境構築業務委託料の内容でございますが、こちらにつきましては、役場庁舎において、業務の中でコロナ禍の対応ということで、自宅等におけるテレワークの環境を整備するというので、庁舎内のネットワーク機器の設置、それから持ち出し用のパソコン10台の購入などが含まれております。サーバー関連の整備、テレワーク用端末10台の購入、それから設定作業ということになってございます。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

それでは、39ページ、4款1項1目12節の委託料のロタウイルス予防接種副本登録改修委託料でございますが、こちらは情報連携の関係で、予防接種法による予防接種の実施に関する情報連携をする上で必要な改修となりまして、その項目の中に、今回ロタウイルスワクチンの項目が追加になったということで、保健センターでの予防接種事業に関する情報連携のためのシステム改修となっております。それに16万5,000円の予算を計上させていただきました。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

42ページの4目観光振興費の12節委託料でございます。226万9,000円についてでございますが、これは栗原市、登米市、一関市、平泉町の4市町連携で観光プロモーションを行うということで、これ4市町連携の中での事業費の委託料になっております。本来であれば、当初予算要求するところでしたが、栗原市長選挙がございましたので、栗原市長選挙の結果、この4市町連携もどのようになるかということもございましたので、当初予算には要求しませんでした、このたび選挙によりまして市長が替わりましたが、4市町連携は引き続き行っていくということで、このたび226万9,000円を計上させていただきました。

内容としましては、観光プロモーションがメインになっておりますけれども、今現在、朝の連続ドラマで登米市が中心になって映っておりますけれども、それらを使ったプロモーション、もしくは、あとはホームページを4市町で立ち上げて、それらを維持していきたいと思っておりますし、またパンフレットの印刷等を行いまして、4市町という広域で観光プロモーションを推進していくための委託料ということになっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

最初に3点ほど質問いたします。

30ページ、17款1項2目企業版ふるさと寄附金ということで3,000万円が計上されておりますが、この3,000万円の金額の根拠についてお知らせいただきたいと思っております。

次に、33ページです。2款総務費1項11目地域活力推進費、ここで500万円の減額になっておりますが、その後40ページの6款農林水産費のところ、すみません、43ページですね、8款土木費の2項2目道路維持費14節、町道補修工事費が300万ということで計上されておりますのが1つ、それから6款農林水産業費1項5目14節のところ、農業用施設維持工事費ということで200万円、これも両方とも地域課題対応ということで計上されておりますので、この内容についてお知らせいただきたいと思っております。

次に、40ページ、6款農林水産業費1項3目農業振興費18節の中のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業補助金ということで、120万計上されておりますけれども、このプラン構築のところ、今回こういう事業補助金のどういった経緯と申しますか、そこについてお知らせ願います。

次に、48ページです。10款教育費5項の中の4目文化遺産センター費14節、文化遺産センター屋根の修繕工事ということで510万計上されております。これは、総合計画の実施計画の中でも遺産センターの補修ということでの計上もされていたと思うのですが、ここで補正という形になってきているのは、どうしたものかなということなんです。

この4点についてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

30ページの寄附金の企業版ふるさと寄附金に関わる金額3,000万円の根拠ということで、ご質問いただきました。

企業版ふるさと納税の寄附につきましては、地域再生計画ということで町が策定をし、国から認定を受けて、それに基づいて行われていきますけれども、現在、当町で地域再生計画認定を受けているものの中に記載されている寄附額の上限額というのが、現状では3,000万円ということ

に記載をされております。

企業からの寄附金につきましては、事業が完了した後であれば、この3,000万を超えて寄附の受入れが可能なのですけれども、事業がまだされていない、あるいは途中の段階で寄附を受ける場合については、地域再生計画に記載されている金額が上限というふうに定められておまして、現状、当町で受け入れられるのは、事業もまだ始まっておりませんし、もし動いたとしてもまだ中途ということになりますので、今受けられるのは3,000万がマックスということになりますので、3,000万ということで計上させていただいたところです。

なお、今地域再生計画の額については変更の手続きを進めておまして、7月の中旬には認定をされるということの見込みでございますので、それが認定を受ければ、3,000万を超えて受入れが可能になるということでございますけれども、現状において、すぐ納めたいという企業があるというふうに聞いておりますので、それに対応するために、まずは3,000万ということで、今回予算化をさせていただくということになります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

33ページの2款総務費、11目地域活力推進費500万円、今回は減額をして、その減額分を40ページの6款農林水産業費の5目農地費のほうに200万、それから8款土木費のほう、これは43ページですね、2目道路維持費のほうに300万ということで、当初に行政区長さんを通じて、各地域の地域課題を要望いただいておりますけれども、今回はその中の優先順位に、毎年これ行っておるわけですが、優先順位の高い2つ、1つは農業関係ですが、前林地区の分水桝設置工事のほうに200万、それから町道倉町1号線の排水路設置工事、こちらのほうに300万ということで予算を計上させていただいております。

いずれこの地域活力推進費については1,000万を限度としまして、当初予算の段階では500万を総務課のほうに予算計上しておりますけれども、あとは区長さん方の要望の実情に合わせて、優先度の高いところで、それぞれの内容に合わせて組替えをさせていただいて対応しているところであります。

なお、今後さらに地域課題については、今度は9月に向けて精査をして、改めて内容等検討しながら、増額についても今後対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

いわて地域農業マスタープラン実践支援事業についてご説明させていただきます。

この事業は県単独補助事業になります。令和3年度予算にあります国庫補助事業産地パワーアップ事業であります。この事業は資材のみの補助となっております。その後、県のほうでいわて地域農業マスタープラン実践支援事業の事業内容を見直ししました。その後、産地パワーアッ

プ事業への建設費についても補助対象になったことから、今回予算計上させていただくものであります。その見直しにつきましては、今年2月頃、公表になったものでありますから、今回の補正での対応とさせていただきます。

事業内容につきましては、新年度予算でお話したパワーアップ事業と同様ですが、ハウス3連棟の建築となっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（千葉登君）

議案書48ページ、4目文化遺産センター費の14節工事請負費の屋根修繕工事についてでございますが、確かに議員ご指摘のとおり、総合計画の実施計画では屋根改修工事、時期は将来的なものですけれども予算として、計画として上げております。

ただ、今回は昨年の大雪によりまして、屋根のスレート部分の一部が膨れて、ずれ落ちてしまっているということで、確認しましたところ、その軒先の部材が腐っていたということが分かりました。今回センターの2階の西側、それから1階北側の屋根について、損傷がひどいところ、軒先部分を鋼板葺にして補強するというような補修工事でございます。

今後の文化遺産センターの屋根の改修につきましては、今回の工事を予算計上、工事を受けまして、再度全体的な工事、改修をどのようにしていくかというのは、今後検討していきたいと思っております。今回については、緊急避難的な修繕ということでございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、最初のふるさと寄附金ということで、3,000万はその計画による上限だったというお答えをいただきました。今後、総額の事業費以内の寄附金によって、令和6年までの事業を行っていくということですが、今後ずっとこれから先の事業の繰入金とか、そういった予定、今年度の3,000万のみで令和4年、令和5年、令和6年の寄附のみで、平泉町からの繰入金ということの計画はございますでしょうか。そのことについてお伺いします。そして、基金への積立は今年度だけかということ、今後のことについてお伺いします。

次に、ただいま文化遺産センターの屋根の答弁いただきましたけれども、今後全体的な見直しといたしますか、計画の中でどれぐらいの修繕が必要かということは、計画、そういったところもされているのかどうかのことについてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

30ページの企業版ふるさと寄附金に関わる積立の関係のご質問でございましたけれども、この制度として寄附金のみを活用して事業を行うということができないということになっておりま

して、それは10分の10はいけないということになっております。ですので、例えば1億頂ければ、1億1円、1円町で出せば、それはもう成立ということになりますので、今回歳入としては3,000万ということで計上させていただきますが、歳出のほうには3,010万ということで、今回積立てをすることにしておりますので、町として今回10万円を負担するということでございます。

積立ては今年度だけかということですが、これは4年間、制度がまだ残っておりますので、この間に企業からの寄附が想定されますので、4年間頂いた寄附については、全て基金に積み立てて、事業化のたびに取り崩して事業化を図っていくということになります。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（千葉登君）

まず、文化遺産センターの今後の施設の維持についての計画があるかということでございますけれども、今の施設につきましては、平泉郷土館として建設して、もう35年たっております。総合計画では屋根のほうの修理ということで、一応計画は立てておりますが、実際問題躯体、建物本体そのものも相当傷みといたしますか、例えば地下のほうのドライエリアのほうから水がしみ出ている、あとは今回の昨日の雨でも、事務室の壁のほうから雨水が来ているという、大変建物そのものが、もうどうなのかというところなので、今後文化遺産センターにつきましては新設できるのかどうか、なかなか難しいとは思いますが、今の段階では、修理をしながら何とか長持ちさせていくというようなのが現実的ではないかなというふうに考えております。

実際の計画というのは、現時点ではございません。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

遺産センターに関しましては、かなり老朽化がということは聞いておりましたので、ただ、今回ガイダンス施設が開業することで、また平泉の文化遺産もそうなのですが、近世の平泉とか、そういった意味の施設として非常に必要になってくる施設ではないのかなというふうに思いますので、今後の活用については、やはり計画的な見通しといたしますか、そこをきちんと立てながら、ぜひ活用していただければと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

40ページなのですが、升沢議員の質問に対する答弁での関連質問をさせていただきます。

いわゆるこの農業用施設維持工事費の支出についてなのですが、先ほどの答弁では、分水楯の設置だということでございます。それが地域課題事業分だというふうになっているわけですが、いわゆる地域活力推進費からの振替でこの間扱ってきた地域課題対応事業について、町の中の区分けとすれば、3つに区分けしているわけですよ。

1つは、町が主体となってやるもの、そういう地域課題。2つ目は、県などが該当する課題、そして3つ目には、地域自らが独自の力でやるものと、こういうふうに分けているわけですね。それが少なくとも地域課題の基本であるはずなのです。

そうすると、分水楯の設置だということなのですが、では、この水路はどのような水路になっているのか。いわゆる農業用水の水路なのか、さらには設置をする分水楯というものの構造というのかな、設置箇所というのかな、これは既に既存のものがあるのかどうか、こういったものをきちっと見ていかないと、本当に地域課題の事業として、この活力推進費を充当するのが妥当かどうかという判断に、私は今、疑念を持っているのですが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

地域活力推進費につきましては、確かに町が行うもの、あるいは県、国、そして地域の方々が自ら行うものというふうなことでスタートはしてきておりますけれども、毎年やっていく中で、やはりずっと要望があってもなかなかできないものも残っております。

その中で、どうしても地域の住民の皆さんの力ではなかなかできないというふうなものについて、本来はそういった細いところをやればいいのですけれども、やはり課題としてずっと残っているものについても、ある時期というか、やはりやる必要もあるのではないかというふうなことで、今回は区長さん方も何名か替わられておりました関係で、その要望がちょっと間に合わないところもあったりしておりました。

そういったところで、これまで課題となって残っていたものの中から、やはり地域の手ではなかなかできないなというふうなものについて、2つの事業について選定させていただいたというふうな経緯があります。

いずれ毎年度1,000万規模で、この活力推進費を行っておりますので、今年度当初予算では500万の計上ですけれども、今後については要望がもう出そろっておりますので、やはり細いところ等をまた検討しながら、地域バランス等も考えながら、優先順位ももちろんですけれども、そういったことで後半部分については対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

肝心な私の問いに答えていただけないのですが、いわゆる分水楯を設置する目的、これは何なのかということです。そして、その分水楯を設置する用水路は、誰が設置をした用水路なのか。そして、その用水路の使用目的というのは何なのでしょう。このことについてお答えをいただかなかったのですが、これも2回目に入りますかね。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

先ほど総務課長が答弁した箇所ではありますが、1つは水を引く用水路にもなっておりますし、そしてその下に民家がございます。それが4つの水路が交わる場所でございます。今の状態ですと、1か所だけがU字溝が入っております、あと3か所は一切入っておりません。そういった中で、今までも何度か民家に流れて入ったり、そういった箇所でありました。

しかしながら、今まで様々な、先ほど総務課長が答弁したとおりでありまして、それがずっと長くその要望が出されていた中で、今回設置するというそういう箇所でございます。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

町長の答弁をいただいて、これ以上また言うのも非常に心苦しいのでございますが、事情は分かりました。事情はよく分かりましたけれども、同じような箇所というのは、町内にそのほかにもあるわけです。いわゆる農業用排水路、給排水路だとか、生活給排水路、そういったものがあふれて民家の庭先に流れ込むというのは、私の住んでいる15区の中にも幾つかあるわけです。

それらの改修も求めてきているわけなのですが、それはそれとしてお聞きをしたいのは、既存の、今町長もお話しをされた用水路というのは、農業用用水路だと思うのですよ。だとすれば、農業用用水路であるからには、設置者の責任でもって、そういう民家に水が流入するなんていうのは、基本的には改修をするのが本来のあるべき姿ではないのかなというふうに私は思いますので、ぜひ、町長にこのように答弁されましたから、民家に水が流れるのを止めるためだと言われれば、それ以上駄目だとも言えないので、今後の在り方として、明確にやっぱり農業用水路であって、設置者もきちっと分かっているわけですから、それはその当時の設置者の管理に委ねる、あるいは協議をするとか、そういうことを今後対応していただくようお願い申し上げます、発言を終わります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

実際、東部土地改良区が実際うちのほうの堤に水は入れておりますけれども、その末端の用水については、地元もしくは町が管理していくということになっているのは、議員もご承知のとおりであります。

そういった中で、生活用の、当然水も管理されて、水田にも引いておりますけれども、生活の雑排水等も流しておられる、そういう場所でもあります。そういった中で、ちょっとした4差路でなくて、いずれ大変、以前にも地元の人たちが出て、そしていろいろな対策も取ってきた箇所でもあることも事実であります。

しかし、町内にも、先ほどおっしゃったように様々な箇所があります。さらには、何ていいですか、一線を引くということが決め事できちっとラインが引けるものと、やっぱりそれに採用できない部分というのは当然出てくるというのが、特に中山間地はその状況にあるというふうに思

います。

そういった中では状況も、今後も、今議員からも指摘があったように、そういったこともしつかりと頭に入れながら、対応策は検討してまいりたいというふうに思っております。

ただ、1点だけお願いしたいのは、竹を割ったようにという言葉が適切かどうか分かりませんが、それでも、それで全てがなるという、やっぱりある程度その地域の状況だったり、その場所の状況等もしっかり把握させていただきながら、今後は活用の仕方、検討していきたいというふうに思いますので、ご了解願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

3番、猪岡でございます。

39ページの2目予防費のところ、ちょっと質問したいのですけれども、長島会場、非常に誘導も丁寧で、会場運営も丁寧にさせていただいているという評価をいただいております。

65歳以上の方たちの接種がどれくらい進んでいるのか、それから、64歳から下の人たちに対する接種については集団接種も考えているのかどうか、そこら辺を質問したいです。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

現在、新型コロナワクチン接種につきましては、65歳以上の接種の状況でございます。

現在、長島体育館のほうで集団接種を実施しておりますが、6月15日現在となりますが、1回目に接種した方が2,021人、ただしこの人数は、医療従事者として接種を実施している職員といえますか、人も含んでおりますので、65歳以上の高齢者のみというふうにはなりませんけれども、1回目に接種した方は2,021人です。2回目接種した方も453人となっております。65歳以上の方々につきましても、徐々に2回目接種も始まっておりますので、今後もお話しいただきましたように、ワクチン接種に関しましては、スムーズに住民の皆様を受けていただけるように進めていきたいと思っております。

また、64歳以下の方々へのワクチン接種につきましては、現在、担当課内でその接種体制について検討しているところでございまして、今後一関市さんですとか一関市医師会様とも協議をさせていただきながら、接種券の発送時期ですとか接種体制について、協議しながら進めていきたいと考えているところです。また、64歳以下の方々につきましても、集団接種を中心にして実施していきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

32ページ2款総務費の1項1目一般管理費は、今6月なのですけれども、新年度始まって給与職員手当、共済のほうで860万ほどの減額。それからめくっていただいて35ページの3款民生費の中の、1項1目社会福祉総務費、それから今度は38ページあたりからですか、4款衛生費のところ、こっちは増えているということで、接種関係で、そうした一方で減って一方で増えているのかなとも思ったのですが、ちょっと確認したかったのでお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

給与関係につきましては、例年、この6月議会において、人事異動を反映させたものとしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

それでは37ページ、3款2項2目児童措置費18節ですか、590万、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、どれぐらいの世帯を考えているのかと。あと、どんなものなのかと、説明をお願いします。

それからもう一点、42ページ、7款1項2目商工業振興費の18節のまちはくの促進事業費補助金ですか、その説明をお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

3款2項2目、18節の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金でございます。これにつきましては、今回新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活特別給付金を支給するという国の要綱に基づいて、町のほうで、事業主体が市町村ということになっておりますので、それに取り組む形になったところでございます。

この金額につきましては、1世帯というか児童1人当たり一律5万円という考え方で118人というふうな数字を出しております。ただ、この118人という数字は、現時点できちんとした把握ではなくて、国の試算に基づいて、児童手当等の給付対象者を算定しながら国が示した概数でございます。ですので、今後若干の数字の移動があるかと思いますが、その場合には、適宜予算等について措置をしていきたいという考えでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

42ページです、7款1項2目商工業振興費の18節の600万円、まちはく促進事業費補助金でございます。これは、影響を非常に受けております宿泊業をサポートするために、1泊につき3,000円を補助していきたいというふうに考えております。すなわち、600万円の予算ですので、2,000人分という形になります。これ、今現在、岩手県のほうでも5,000円の宿泊費プラス2,000円のお土産等を買えるチケットを出しておりますが、これとの共用も可能でございます。

ただ、その場合には、町でつくったほうが先に使われた後の残りの分に県の補助が来るという形になっております。

あと、県の補助に関しましては岩手県民に限定されておりますが、この平泉のまちはく促進事業費補助金は全国を対象にした事業でございます。すなわち、全国どこから来た方でも、この3,000円の割引は受けられるという形になっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

29ページの歳入分ですが、14款2項2目3節の児童福祉費補助金の分の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金、大変長いわけでありましてけれども、590万の分は1人5万円ということで聞いたわけではありますけれども、そのほかに事務費180万というのは、多いのか少ないのか分からないのですけれども、これだけに使われる金額なのかということを知りたいと思います。

関連しまして、低所得者の方々のコロナ禍の中での生活費というのは、やっぱり大変だと思いますけれども、今の状況、どのような状況なのか、その方々の、分かりましたらお知らせいただきたいと思います。

それと、43ページの8款土木費、2項2目14節の工事請負費分でありましてけれども、町道平泉前沢インター側道西1号線、この分に関しましては、どの辺であるかということと、もう一つは町道の分でありまして、本来ならば当初予算に入ってこなければいけないのではないかと思います。なぜ今このようにして出てきたのかをお知らせ願います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

29ページの14款2項2目の民生費国庫補助金の3節の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金でございます、180万。これは、先ほどの事業の補助金を1人5万円交付するために係る事務費の経費でございますが、ちょっとページをめくっていただくことになるとは思います、37ページになります。

今、お話しした補助金につきましては、国庫10分の10、100%の補助ということで、180万の用途につきましては、37ページ3款2項2目児童措置費の1節の報酬から12節の委託料までの部分

で会計年度職員、こういった事務を行うための会計年度任用職員の報酬ということで、それに係る部分の通勤費、さらには事務を行うための通信運搬費とかシステム改修など、そういったものを行うための費用が、10分の10とはいいながら1,000円、2,000円は持ち出しもありますが、基本的には10分の10ということで、歳入の180万の根拠はそこに当たっている部分でございます。

さらに、低所得者の部分の今の状況というふうなお話の質問だったかと思うのですが、まずはこの事業におきまして、一方では独り親世帯というふうなことでの部分で1人5万円給付することになっておりましたが、さらに独り親だけではなくて、先ほどちょっと補足すればよかったのかもしれませんが、令和3年4月分で児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度の住民税の均等割が非課税である者とか、それ以外でも対象児童が18歳、年度末の子など、そういった低所得者に対する支援を国のほうで裾を広げているというか、今のこのコロナ禍の影響の中でそういった方が非常に多いというふうなことでの事業の一環でございます。

さらに、町内においてでも、そういった今コロナウイルスの感染拡大防止の中で、やっぱり様々な部分で就労も含めて大変な部分につきましては、例えば社会福祉協議会のほうでの相談とか、そういったあらゆるところで相談を受けている状況もありますが、詳細につきましては、ちょっと今分からないところではございますが、そういった部分で、各種機関でそういった部分についての相談など、そういったところを行っている状況でございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

43ページ、8款土木費の2項2目道路維持費の中の14節工事請負費の町道平泉前沢インター側道西1号線の道路拡幅工事につきましてですけれども、場所といたしましては、高速道路4号とフタバ平泉さんを結ぶ連絡道路の、フタバ平泉さんの入り口100メートル手前ほどの部分の路肩部分の拡幅工事でございます。

内容といたしましては、その部分が上り坂になっておりまして、若干勾配が急だと、入り口付近はなだらかなのですけれども。それで、冬場に凍結した際に、スリップをして車両が上れなくなる、材料とか製品を運ぶ大型トラックが通行するわけなのですけれども、そういう際のために路肩部分を広く取っていれば、1台車が動けなくなっても、脇のほうに寄せれば、ほかのトラックは支障なく通行できるということで、路肩部分を広げるということでございます。高速道路側にちょっと広げると。

あと、そこがちょうどカーブになっていまして、見通しが悪いということで、その部分の見通しを利くようにすれば、上ってきた車両が減速をしなくても済むので上りやすくなるという冬場の対策として、その2つを、スピード減速を避けるための工事、あとはもしも動けなくなっても、まだ2車線通れる、運搬に支障がないような形にするということの改良工事を80メートルほど予定しているということです。道路本体の勾配とか延長は変わりません。路肩の部分だけを広げる

という部分でございます。

そして、今なぜこの6月補正ということなのですけれども、フタバ平泉さんでは工場の拡張を予定しております、それが事業化が現実的になりましたので、ますます通過する大型車両ですか、の交通量が増えるということで、今回補正の予算として提出させていただいております、冬場までには間に合わせようということでの今回提案ということで、提案しております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決しました。

---

議長（高橋拓生君）

暫時休憩します。

その場で休憩とします。

---

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時59分

---

議長（高橋拓生君）

再開します。

お諮りします。

升沢博子議員ほか3人から発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

議長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第2号、新型コロナウイルス感染拡大による米価下落に対し政府による緊急対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは申し上げます。

発議第2号。

令和3年6月16日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

賛成者、三枚山光裕、同じく千葉勝男、同じく高橋伸二。

新型コロナウイルス感染拡大による米価下落に対し政府による緊急対策を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出いたします。

次のページをお開きください。

新型コロナウイルス感染拡大による米価下落に対し政府による緊急対策を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大により、米の大幅な過剰が生じ、米価が下落しています。

外食需要の減少により、2019年産米は過大な流通在庫が生まれました。これにより全国的に米価が下落し、全農岩手県本部の2020年産米概算金価格も60kgあたり前年より800円の値下がりとなりました。

新型コロナウイルス感染のさらなる拡大により、過剰はますます深刻となっています。全国農業協同組合中央会は、今年6月在庫を政府見通しよりも20万トン増の230万トンになると試算し、今年産の米価について危機感を表しました。さらに来年6月末在庫は50万トン増の250万トン超になると試算しており、来年もさらに米価下落が深刻化することを指摘しています（3月30日自民党農業基本政策検討委員会）。

主食用米の生産を抑えるために飼料用米の作付け支援を拡充するなどの取り組みが政府・県・市町村でもおこなわれていますが、このままでは在庫はさらに増え、今年産の米価は暴落することが危惧されています。これでは多くの米農家が米づくりから撤退することにつながりかねず、地域社会も今後の安定的な食料供給も守ることができません。

新型コロナウイルスによる需要減少分は、政府が責任をもって「過剰在庫」分を市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されません。政府の責任による緊急

急買入などの、特別な隔離対策が必要です。

同時に、国内需要には必要がないミニマムアクセス米が毎年77万トンも輸入され、この内40万トン～60万トンが飼料用に販売され、国内産の飼料米需要を奪っています。不要なミニマムアクセス米の輸入数量調整など、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

新型コロナウイルスの感染拡大という、かつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

以上の主旨から下記の事項について、強く要望します。

- 1、新型コロナウイルス感染拡大の影響による過剰在庫を政府が緊急買入れし、米の需給環境を改善すること。政府が買入れた米を新型コロナウイルス感染拡大などによる生活困難者への食料支援や海外援助などで活用すること。
- 2、外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入について、当面、国産米の需給状況に応じて数量調整をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条に基づき提出いたします。

令和3年6月16日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上お諮り願います。よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

---

議長（高橋拓生君）

以上で、本定例会6月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、令和3年平泉町議会定例会6月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時 5分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋 拓生

署名議員 千葉 勝男

同 升沢 博子